



議 末 第 五 七 号

公 營 三 朝 工 ー ス ホ ス テ ル 使 用 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例 に つ い て

公 營 三 朝 工 ー ス ホ ス テ ル 使 用 条 例 の 一 部 を 別 紙 の と お り
改 正 す る

昭 和 四 十 二 年 六 月 二 十 七 日 提 出

三 朝 町 長 坂 出 雅 巳

昭 和 四 拾 三 年 六 月 諸 七 日 原 案 可 決

三 朝 町 議 会 議 長

矢 田 秀 雄

公営三朝工スホスル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝工スホスル使用条例（昭和三十三年三月三十一日）の一部を次のように改める。

第四条中別表一を次のように改める。

別表一

区	分	単位	一人につき		要
			金額	摘	
宿	泊	一泊	二〇〇円	中学生以下	その他の規定
			二五〇円	高校生以上	
朝	食	一食	一二〇円		
夕	食	一食	一八〇円		
昼	食	二食	一〇〇円以内		
自	炊	一回	二〇円		
スリッパ	使用料	三月以内	五〇円		<p>暖房料は十日一日から三月三十一日までとする。 但し集合室使用者は一人一〇円とする。 集合室使用料は午前七時から午後三時までとする。</p>
集合室使用料		一日	二〇円		
暖房料		一泊	六〇円以内		

附 則

一、この条例は公布の日から施行し昭和四十二年七月一日から適用する。